

県内の医療機関等の長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
国民健康保険課  
(新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム)

## 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」(医療分)の実施について(通知)

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。  
また、この度の新型コロナウイルス感染症対応においては、感染拡大防止に向けて多大な御尽力を賜るとともに、心身ともに負担の大きい中で県民生活を支える医療を提供していただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、令和2年7月27日付けで通知したとおり、本県ではこの感染症対策に係る国の第二次補正予算に基づき、本年7月から医療機関等に対し次の事業を実施しています。本事業については、**令和3年2月末日を申請期限**としておりますので、申請がまだの医療機関等においては、申請について検討いただき、期限までに所要の手続きを行ってください。

また、既に補助金の交付を受けた医療機関等においては、次の期限までに実績報告を提出してください。

事業名	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
事業の概要	医療機関等で勤務し患者と接する業務にあたる従事者に対し慰労金を交付	院内等での感染拡大防止対策に要する費用を幅広く補助
対象	病院、診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション、助産所の従事者 ※ R2.3/6~6/30に保険医療機関等に10日間以上の勤務実績のある方が対象となります。	病院、診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション、助産所、薬局 ※ 申請時点で「保険医療機関」、「指定訪問看護事業者である訪問看護ステーション」等であることが必要です。
申請期限	<b>令和3年2月末日</b>	
申請書類提出先	広島県国民健康保険団体連合会 審査管理課 〒730-8503 広島市中区東白島町19-49 国保会館	
実績報告期限	<b>職員等への慰労金給付終了後1か月以内又は令和3年4月10日</b> のいずれか早い日まで	<b>事業が完了してから1か月後又は令和3年4月10日</b> のいずれか早い日まで
実績報告書類提出先	広島県健康福祉局 新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9階	
備考	・申請手続き及び対象者への慰労金給付については、原則所属する医療機関で取りまとめて行ってください。 ・現在は退職している方についても、事業の対象要件に合致すれば旧勤務先から交付申請を行うことができます。	・「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業(※)」といずれか一方のみの選択実施となります。

(※) 事業の対象となり得る医療機関には、個別に案内をしています。

各事業の詳細については、広島県HPにより御確認ください。

⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/houkatusien.html>

【担当・問合せ先】

広島県健康福祉局 新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム・医療班

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9階

電話 082-513-2839 (ダイヤルイン)